

平成24年12月25日  
第2449号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

規 則	
○秋田県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則（45・畜産振興課）	1
告 示	
○道路の供用開始（664・山本地域振興局建設部）	2

## 規 則

秋田県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十四年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第四十五号

秋田県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

秋田県養ほう振興法施行細則（昭和三十二年秋田県規則第九号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

養蜂振興法施行細則

第一条中「養ほう振興法（」を「養蜂振興法（昭和三十二年法律第百八十号。」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第二条の見出しを「（蜜蜂の飼育の届出）」に改め、同条中「第三条第一項」を「第三条第一項本文」に、「の様式は、様式第一号によるものとし、施行規則第二条の規定による申請書は、様式第二号」を「は、同項各号に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改める。

第三条の見出しを「（転飼養蜂の許可申請）」に改め、同条中「第四条第一項」を「第四条第一項本文」に、「前条」を「前項」に改め、「様式第三号に定める」を削り、「および」を「及び」に、「添えて、知事に提出しなければ」を「添えなければ」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

施行規則第二条に規定する申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

第三条に次の一項を加える。

3 前項の土地貸与承諾書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 転飼しようとする場所の管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 転飼しようとする場所の所在地及び地目
- 三 転飼する者の氏名
- 四 その他知事が必要と認める事項

本則に次の一条を加える。

（立入検査をする職員的身分証明書）

第四条 法第九条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式によるものとする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第四条関係）

（罰則）

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第 号 年 月 日交付

次の者は、養蜂振興法第九条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

秋田県知事 印

所 属  
職 氏 名  
生 年 月 日

と。

(表)

養蜂振興法第九条第一項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

(裏)

養蜂振興法 (抄)  
 (報告及び立入検査)  
 第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巢箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真

写真のサイズは  
縦30mm、横25mm

備考

用紙の大きさは、縦90mm、横120mmとし、中央点線で二つ折りとするこ

附 則

この規則は、養蜂振興法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十五号)の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

告 示

秋田県告示第664号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年12月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	琴丘上小阿仁線	山本郡三種町上岩川字柏木岱13番地先から字勝平236番1地先まで

2 供用開始の期日 平成24年12月25日 午後3時

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年12月25日から平成25年1月7日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078(総務部広報広聴課)